

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	1	戸籍
分科会	1	住民分科会	調整項目	1	戸籍届書の受理

中条町担当	課	係	担当者名	
黒川村担当	住民課	戸籍係	担当者名	

現況			調整方針	備考																														
記載事項	中条町	黒川村																																
閉庁時の届書の対応	<ul style="list-style-type: none"> 警備員が対応 死亡届の受付時間（午前8時30分から午後5時） 婚姻届書等戸籍届書は、受領のみ 収発簿及び所定の封筒に受領日時、事件本人の氏名を記載 戸籍届出の本人確認はしない 	<ul style="list-style-type: none"> 警備員が対応 死亡届の受付時間（午前8時30分から午後5時） 死亡届以外の届書は受領のみ（本人確認はしない） 受付簿、届書入封筒に受領日時、事件者氏名、連絡先を記入 	本庁、支所で現行のとおりとする。																															
戸籍届書の本人確認	<ul style="list-style-type: none"> 対象 創設的届書（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁） 方法 届書を持参した人に対し、運転免許証、旅券、顔写真の貼付された官公署発行の証明書で確認 通知 本人確認ができなかった届出人及び郵送、使者、勤務時間外に届出があった人全員に対し、受理後通知 確認台帳 届書の写しを翌年度4月1日から3月31日の1年間保存 	<ul style="list-style-type: none"> 対象 創設的届書（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁） 方法 届書を持参した人に対し、運転免許証、旅券、顔写真の貼付された官公署発行の証明書で確認 通知 本人確認ができなかった、事件者全員に対し、受理後通知 確認台帳 届書の写しを綴り1年間保存 																																
関係法令等	日宿代行員設置規程 戸籍届出における本人確認等の事務取扱い規程	戸籍の届出における本人確認等の取扱い要領	<table border="1"> <tr> <td colspan="4">財政への影響額</td> <td>単位：千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>予算額</td> <td>調整後見込額</td> <td colspan="2">影響額（増減）</td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="5">備考 平成15年度当初予算ベース</td> </tr> </table>		財政への影響額				単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額（増減）		中条町					黒川村					計					備考 平成15年度当初予算ベース				
財政への影響額				単位：千円																														
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																															
中条町																																		
黒川村																																		
計																																		
備考 平成15年度当初予算ベース																																		